

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について

(平成 18 年 8 月 9 日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

環廃対発第060809002号
環廃産発第060809004号
平成18年8月9日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の一部改正を含む石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号。以下「改正法」という。）が平成18年2月10日に公布された。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第250号。以下「改正政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号。以下「改正省令」という。）が平成18年7月26日に公布された。これらの改正は、一部を除き、平成18年8月9日から施行された。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 無害化処理認定制度について（改正法による改正後の法第9条の10及び第15条の4の4、改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第5条の11、第5条の12、第7条の6及び第7条の7並びに改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第6条の24の2から第6条の24の16まで及び第12条の12の14から第12条の12の19まで関係）

1 改正の趣旨

石綿を含む廃棄物は、有害性を有するとともに、建築物の解体等の増加により大量に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、石綿を含む廃棄物の処理方法は、最終処分場に埋め立てる方法にほぼ限られているのが現状である。

しかしながら、石綿を含む廃棄物の排出量の増加が予想される中で、大量の石綿を含む廃棄物が滞留し、不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を

及ぼす事態が懸念される。このため、石綿を含む廃棄物について無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）という新たな処分のルートを早急に確保することが不可欠である。

こうした無害化処理にはいくつかの方法があるが、施設の種類、炉内温度、投入物の混合割合等の異なる条件の組み合わせから成る新たな技術であるため、安全な無害化処理を円滑に進めるためには、環境大臣が個々の施設と処理方法ごとに安全性を確認し、迅速に施設の設置を進めることを通じて、政策的に促進することが必要となっている。これを踏まえ、今般、無害化処理認定制度を創設することとしたものである。

2 改正の内容

(1) 無害化処理認定制度の対象となる廃棄物

無害化処理認定制度の対象となる廃棄物は、石綿を含む廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有し、かつ、無害化処理認定制度の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる廃棄物とすることとする。

(2) 無害化処理認定制度の認定について

① 認定の要件

無害化処理認定制度の趣旨は、石綿を含む廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある廃棄物について、不適正処理の発生や人の健康及び生活環境への被害を防止するために、その無害化による迅速・安全な処理を促進することである。

このような趣旨から、(ア) 無害化処理の内容の基準、(イ) 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準及び(ウ) 無害化処理の用に供する施設の基準に適合することを認定の要件とする。

② 認定の法律上の効果

無害化処理認定制度は、認定を受けることで廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、都道府県知事又は市町村長の許可を取得する必要がなくなる。ただし、無害化処理の用に供する施設において無害化処理以外の処理を行う場合、別途処理業及び施設の設置許可の取得が必要となる等、認定の他に別途処理業及び設置許可の取得が必要となるものである。

認定を受けた処理業者については、廃棄物の処理基準等が適用され、廃棄物収集運搬業者又は廃棄物処分業者とみなされる。

③ 認定の申請

無害化処理認定制度の手続きについては、取り扱う廃棄物が人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものであることを踏まえ、(ア) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の提出、(イ) 申請書等の告示・縦覧の実施、(ウ) 関係自治体の長からの意見聴取、利害関係者の意見提出の機会の付与等の廃棄物処理施設の施設の設置許可と同様の手続きをとることとする。

④ 指導監督について

無害化処理認定を受けた者に対する指導監督として、認定を受けた者の当該認定に

係る無害化処理に関する報告徴収（法第18条）、立入検査（法第19条）、改善命令（法第19条の3）、措置命令（法第19条の4、第19条の5及び第19条の6）及び代執行（法第19条の7及び第19条の8）を環境大臣が行うこととする。

第二 処理基準に係る改正について（施行令第3条及び第6条関係）

1 改正の趣旨

石綿を含む廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く石綿含有一般廃棄物（工作物（建築物を含む。以下同じ。）の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。以下同じ。）又は石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。以下同じ。）（以下「石綿含有廃棄物」という。）については、個別の処理基準が設けられていないことから、処分等の適正化を図るため、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（平成17年3月30日付け環産産発第050330010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）に基づき、他の廃棄物と区分して処理すること等の生活環境保全上の支障を生じさせないための処理方法を事業者に対して指導等していたところであるが、今般、石綿含有廃棄物の処理基準を定め、適正な処理を確保することとする。

2 改正の内容

石綿含有廃棄物は、そのままでは飛散性はなく、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれはないが、破碎すると飛散により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるという性格を有するものである。

このため、①収集又は運搬に当たっては破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と区分して行うこととするとともに、②処分又は再生に当たっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により行い、又は直接に埋立処分をする場合には一定の場所で分散しないように行うこととする。また、石綿含有廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法により処分することにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにするものとする。

第三 産業廃棄物処理施設に係る改正について（施行令第7条第11号の2及び施行規則第12条の2及び第12条の7関係）

1 改正の趣旨

石綿に係る健康被害の顕在化等を受け、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有産業廃棄物等」という。）の熔融施設についても、熔融処理の過程において石綿含有産業廃棄物等を適正に処理できる構造を有していることや飛散防止を徹底すること、さらに、周辺的生活環境への影響を防止することが求められていることから、当該施設の設置に当たって行政がその構造等を確認するとともに、設置後も適切な維持管理を義務付けることが必要である。

このため、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設について、法第15条第1項の規定による施設の設置許可を要する施設とする。また、当該施設は人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼすおそれのある石綿を扱うものであり、当該施設の設置許可をする際には周辺的生活環境への影響を慎重に判断することが求められることから、生活環境影響調査の実施や市町村長の意見聴取等の手続きを要する施設とする。

2 改正の内容

石綿含有産業廃棄物等の熔融施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる施行令第7条の産業廃棄物処理施設に追加することとする。この追加に伴い、施設の構造上の基準及び維持管理の基準を定めることとする。また、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設については、小規模であっても生活環境保全上支障がないように適切な構造及び維持管理により飛散を防止し、適切な処理を行う必要があるため、規模要件は定めないこととする。

また、当該施設において石綿含有産業廃棄物等に他の廃棄物を混合して処理し、焼却が行われるのであれば、当該施設は焼却施設でもあることから、当該施設を設置する者は焼却施設の許可及び石綿含有産業廃棄物等の熔融施設の許可の両方を取得する必要がある。なお、前処理用の破碎設備については、当該施設の一部とみなし、破碎施設の許可を別途取得する必要はないものとする。

第四 特別管理産業廃棄物の範囲（施行令第2条の4関係）

1 改正の趣旨

飛散性の石綿を含む建材を使用した建築物だけでなく、飛散性の石綿を含む建材を使用した建築物以外の工作物についても、その解体又は除去作業が進められ、飛散性の石綿を含む廃棄物が発生することから、今般、廃石綿等の定義の明確化を行うものである。

2 改正の内容

建築物に該当しない工作物を発生源とする飛散のおそれがある石綿を含む廃棄物について、廃石綿等と同様に、厳格な処理基準等が適用される特別管理産業廃棄物として規定することとする。

第五 石綿含有一般廃棄物等に関する情報の伝達（施行規則第2条の5、第5条の5、第5条の5の2、第5条の10、第5条の10の2、第8条の4の2、第8条の5、第8条の20、第8条の21、第8条の31の2、第8条の32、第12条の11、第12条の11の2及び第12条の34から第12条の38まで関係）

1 改正の趣旨

石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有一般廃棄物等」という。）の不適正処理への対策及び廃棄物が地下にある土地の形質変更の際の周辺地域の生活環境の影響を未然に防止するための対策として、石綿含有一般廃棄物等の処理の流れを把握することを可能とするとともに、処分された石綿含有一般廃棄物等が最終処分場のどの位置に埋め立てられているかを把握する必要があるため、所定の改正を行うものである。

2 改正の内容

石綿含有産業廃棄物等の処理工程の流れ及び排出量を把握するため、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物等が含まれる旨を記載することとする。なお、当該規定が施行の際現に締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物等が含まれる旨を記載することとする。

また、最終処分場の埋め立て状況を確認することを可能とするため、最終処分場の設置者は、石綿含有一般廃棄物等を埋め立てた場所がわかる図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存すること等の措置を講じることとする。また、都道府県知事は、法

第15条の18に規定する指定区域台帳に記載する事項に、地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有一般廃棄物等に関する事項を記載することとする。また、指定区域台帳に添付する書類に石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を追加することとする。

第六 地方環境事務所について（施行規則第6条の24の3、第6条の24の13から第6条の24の16まで、第12条の12の15及び第12条の12の19関係）

無害化処理認定制度に関する事務を地方環境事務所の所掌事務に位置付け、環境大臣が行う行政処分等について地方環境事務所長が原則対応することとする。また、申請や変更の届出等の手続きを行う場合は、無害化処理認定を受ける者又は受けている者が地方環境事務所を経由して行うこととする。加えて、申請に係る告示を行った際の関係市町村の長への通知及び意見聴取の権限を地方環境事務所長が有することとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止
に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)

(平成 18 年 9 月 27 日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)

環廃対発第060927001号

環廃産発第060927002号

平成18年9月27日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する
法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する
法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第250号。以下「改正政令」という。）及
び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年省令第
23号。以下「改正省令」という。）が平成18年7月26日に公布された。これらの改正は、
一部を除き、平成18年10月1日から施行される。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村
等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく
技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の概要

石綿含有一般廃棄物（工作物（建築物を含む。以下同じ。）の新築、改築又は除去に
伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する
もの。以下同じ。）、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に
伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する
もの。以下同じ。）（以下「石綿含有一般廃棄物等」という。）の取扱いについては、石
綿の飛散防止等適正な管理が必要である。

このため、収集、運搬、処分等の全般にわたり、いたずらな破碎をできる限り少なくするとともに、処分又は再生に当たっては、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが生じないような性状にするために熔融等の無害化処理を行うこと、直接埋立処分を行う場合にあつては、他の廃棄物と混合しないよう一定の場所において分散しないように行うこと、など石綿の飛散防止のための措置を講じる必要がある。

これらを踏まえ、新たに石綿含有一般廃棄物等に係る処理基準を定めるとともに、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有産業廃棄物等」という。）の熔融施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく施設の設置許可の対象施設として追加するなど、石綿含有産業廃棄物等の適正処理の確保を図ることとしたものである。

なお、石綿含有家庭用品が廃棄物となったものに関しては石綿含有一般廃棄物に該当せず、その処理については、本改正後も「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について（平成18年6月9日付け環廃対発第060609002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）」によるものとする。

第二 改正の内容

1 処理基準について

(1) 収集又は運搬について

- ① 石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物（以下「石綿含有廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有廃棄物を破碎することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこととし、当該石綿含有廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じることとする。

なお、この場合においては、石綿含有廃棄物が飛散しないようにするため、当該石綿含有廃棄物を梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じることが望ましい。

また、積替え又は保管を行う場合にも、石綿含有廃棄物がその他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じることとする。

- ② 収集又は運搬のために運搬車両等に積み込む際に運搬車両に比べ石綿含有廃棄物が大きい等によりやむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、石綿含有廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこととする。（改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第3条第1号ホ、ト、ヌ及び第2号ト（2）並びに第6条第1項第1号ロ、ニ、ヘ及び第2号ニ（2）関係）

(2) 処分又は再生について

- ① 石綿含有廃棄物の処分又は再生に当たっては、石綿の飛散防止を確保するため、破碎又は切断を原則として禁止するとともに、他の廃棄物と混合されることで破碎又は切断が行われることのないよう、他の廃棄物と区分して保管することとする。

（施行令第3条第2号ト（1）及び第6条第1項第2号ニ（1）関係）

② 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生は、①によるほか、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、以下の方法により行うこととする。

なお、オに掲げる方法による石綿の重量比率は、処分又は再生を行う設備への石綿含有一般廃棄物の投入量及びその他の一般廃棄物の投入量並びに当該石綿含有一般廃棄物に係る石綿の含有率を用いて算出するものとする。(施行令第3条第2号ト(2)関係)

ア 一般廃棄物処理施設であって、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設に係る改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第12条の2第13項に規定する技術上の基準(以下「構造基準」という。)に適合するものにおいて、当該熔融施設に係る施行規則第12条の7第13項に規定する維持管理の基準上の基準(以下「維持管理基準」という。)に従い熔融する方法

イ 法第9条の10第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る無害化処理の方法

ウ 施行令第7条第11号の2に掲げる石綿含有産業廃棄物等の熔融施設であって法第15条の2の4の規定による届出がされたものにおいて、石綿が検出されないよう熔融する方法

エ 石綿含有一般廃棄物をアからウまでに掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法(イに掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合には、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設に係る構造基準に適合する破碎設備を用い、かつ、当該熔融施設に係る維持管理基準に従い破碎又は切断を行う方法に限る。)

オ 処理によって生じるばいじん及び粉じんの飛散を防止するために必要な排ガス処理設備、集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられた設備を用い、かつ、石綿を当該設備に投入する一般廃棄物の重量の0.1パーセント以下とした上で、石綿含有一般廃棄物を他の一般廃棄物と混合して破碎し、又は焼却する方法

③ 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生は、①によるほか、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として、以下の方法により行うこととする。(施行令第6条第1項第2号ニ(2)関係)

ア 施行令第7条第11号の2に掲げる石綿含有産業廃棄物等の熔融施設において石綿が検出されないよう熔融する方法

イ 法第15条の4の4第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る無害化処理の方法

ウ 法第11条第2項の規定により市町村が産業廃棄物を処理する場合(当該産業廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合を含む。)に、一般廃棄物処理施設であって石綿含有産業廃棄物等の熔融施設に係る構造基準に適合するものにおいて、当該熔融施設に係る維持管理基準に従い熔融する方法

エ 石綿含有産業廃棄物をアからウまでに掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法(イ及びウに掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合には、石綿含有産業廃棄物等の熔融施設に係る構造基準に適合する破碎設備を用い、かつ、当該熔融施設

設に係る維持管理基準に従い破砕又は切断を行う方法に限る。)

(3) 埋立処分について

石綿含有廃棄物の埋立処分に当たっては、一定の場所に分散しないように行うとともに、表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずることとする。(施行令第3条第3号チ及び第6条第1項第3号ヨ関係)

また、石綿含有廃棄物の処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める以下の基準に適合することとする。(施行令第3条第3号リ及び第6条第1項第3号ム)

① 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準は、以下のとおりとする。

ア 第二1(2)②アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じた廃棄物(ばいじんを除く。)については、以下のような性状になるよう処理されていることとする。

(ア) 石綿が検出されない性状にすることとする。

(イ) 「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合、定量限界を下回ることとし、具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」(日本工業規格JIS A 1481)に準拠した方法を用いることとする。

(ウ) (イ)において、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。(電子顕微鏡を用いた検定方法については別途通知する。)

イ 第二1(2)②アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じたばいじん及び第二1(2)②エに掲げる方法により破砕又は切断を行ったことにより生じた粉じんについては、アに掲げる性状になるよう処理され、又はばいじん若しくは粉じんが飛散しないようセメント固化されていることとする。

ウ 第二1(2)②オに掲げる方法により破砕又は焼却を行ったことにより生じた廃棄物については、石綿が当該廃棄物の重量の0.1パーセント以下となるよう処理され、アに掲げる性状になるよう処理され、又は石綿が飛散しないようセメント固化されていることとする。

② 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準は、以下のとおりとする。

ア 第二1(2)③アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じた廃棄物(ばいじんを除く。)については、①アに掲げる性状になるよう処理されていることとする。

イ 第二1(2)③アからウまでに掲げる方法により処分又は再生を行ったことにより生じたばいじん及び第二1(2)③エに掲げる方法により破砕又は切断を行ったことにより生じた粉じんについては、①アに掲げる性状になるよう処理され、又はばいじん若しくは粉じんが飛散しないようセメント固化されていることとする。

る。

(4) 熔融処理生成物の取扱いについて（施行令第6条第1項第3号イ関係）

石綿含有産業廃棄物等を無害化処理認定を受けた施設（熔融処理を行う施設に限る。）において処理した場合に生じた熔融処理生成物及び施行令第7条第11号の2に掲げる施設において生じた熔融処理生成物は、施行令第2条第8号に掲げる鉱さいに該当するものとして扱うこととする。このうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」（平成18年7月環境省告示第105号）に定める産業廃棄物については、施行令第6条第1項第3号イ（6）に基づき指定する安定型産業廃棄物とする。また、石綿含有産業廃棄物等の無害化処理又は同じく熔融処理したことにより生じたばいじんを熔融処理し生成したものについても同様とする。

なお、既に法第14条第6項若しくは第14条の2第1項の許可を受けている者であって、施行令第6条第1項第3号イ（4）に掲げる廃棄物（以下「ガラスくず等」という。）を扱うことができる者については、施行令第6条第1項第3号イ（6）に基づき指定する安定型産業廃棄物を扱うための許可を受けたものとみなす。また、既に法第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可を受けている場合であって、当該安定型最終処分場がガラスくず等を埋め立てることができる施設である場合については、施行令第6条第1項第3号イ（6）に基づき指定する安定型産業廃棄物を埋め立てることができる安定型最終処分場とみなすこととする。

2 石綿含有産業廃棄物等の熔融施設について

石綿含有産業廃棄物等を熔融する施設を設置しようとする場合は、新たに法第15条に基づく都道府県知事（政令で定める市の市長を含む。以下同じ。）による施設の許可制度に位置付けたので、本制度を活用されたい。

(1) 構造基準（施行規則第12条の2第13項関係）

- ① 外気と遮断された状態で石綿含有産業廃棄物等を投入することができる供給設備が設けられていることとする。ただし、パッチ式熔融炉のように、1回ごとに石綿含有産業廃棄物等を熔融する方式の熔融炉であって、石綿含有産業廃棄物等の熔融中に外気と接することがないものについては、この規定は適用しない。
- ② 石綿含有産業廃棄物等を摂氏1500度以上の状態で熔融することができるものであることとする。
- ③ ②の温度を石綿含有産業廃棄物等の熔融に必要な滞留時間を保つことができるものであることとする。熔融を行うに必要な滞留時間については、当該熔融炉の構造等を踏まえて判断されたい。
- ④ 適切な熔融炉内の温度を保つため、空気量を調節することができる設備その他の必要な設備を設置されていることとする。
- ⑤ 適切な運転が行われていることを確認するため、熔融炉内の温度を連続的に測定することが必要であるが、熔融炉内の温度を直接測定するのは困難であることにかんがみ、熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度

を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていることとする。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合はこの限りでない。間接的に測定する場合にあっては、測定温度と溶融中の石綿含有産業廃棄物等の温度に一定の相関が認められる位置において測定することとする。

⑥ 「排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）」とは、排ガスにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのない処理を行うことができるものであり、具体的には、バグフィルタ又は同等以上のばいじん除去能力を持つ設備を備えた排ガス処理設備を指す。また、排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることについては、排ガス中の石綿の濃度が大气污染防治法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準を参考に判断することとする。

⑦ 溶融処理に伴い生じる溶融処理生成物が適正に溶融されていることを確認するために、溶融処理生成物が炉外に出る際の流動状態を確認できるモニター等の設備が設けられていることとする。

⑧ 溶融処理の前処理として必要な破碎を行う場合にあっては、以下の要件を備えた破碎設備が必要であることとする。なお、当該設備は、溶融施設に付属する前処理設備として扱うものであり、溶融施設に係る許可時に併せて審査を行うこととし、別途破碎施設の許可を要するものではないこととする。

ア 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するモニター等の設備を備えるなど、必要な措置が講じられていることとする。

イ 破碎設備は石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう建物の中に設けられていることとする。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合（設備全体が覆い等で覆われ、外部に石綿含有産業廃棄物及び破碎によって生じた粉じんが飛散しない場合等）は、この限りでない。

ウ 破碎施設から生じる粉じんの周囲への飛散を防止するため、バグフィルタ又は同等以上の粉じん除去能力を持つ集じん器等、粉じんを除去する高度な機能を有する集じん器及び散水装置その他必要な装置を備えていることとする。

(2) 維持管理基準（施行規則第12条の7第13項関係）

① 施設の構造基準に対応した適切な維持管理を行い、記録することとする。

② 排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録することとする。

③ 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行うこととする。ここでいう、環境大臣が定める基準とは、以下のような性状になることをいう。

(ア) 溶融処理生成物に石綿が検出されない状況にすることとする。

(イ) 「検出されない」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びX線回折装置を用いたX線回折分析法による分析方法を用いて検定した場合、定量限界を下回

ることとし、具体的な分析方法としては、「建材製品中のアスベスト含有率測定」（日本工業規格JIS A 1481）に準拠した方法を用いることとする。

(ウ) (イ)において、石綿であるか否かの同定が困難な場合には、電子顕微鏡を用いた検定を行うこととする。(電子顕微鏡を用いた検定方法については別途通知する。)

- ④ 破碎によって生ずる粉じんのための集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、記録することとする。

(3) 生活環境影響調査等

石綿含有産業廃棄物等の溶融施設は、周辺的生活環境への影響を慎重に判断することが求められるため、焼却施設の設置許可手続の場合と同様の手続を行うこととする。具体的には以下の手続を行う。

- ① 許可を受けようとする場合は、生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、その結果を示す書類を作成して許可申請書への添付が必要であることとする。
- ② 大気汚染に係る分野において、生活環境影響調査の実施の際は、季節変動を十分に考慮した調査が必要であることとする。ただし、当該施設が施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号又は第13号の2に規定する施設であり、過去に同一施設において生活環境影響調査を実施している場合は、季節変動に係る調査については必要最低限の調査にとどめ、改めて季節変動を考慮した調査を実施を求めるものではない。
- ③ 都道府県知事は、申請書及び生活環境影響調査書類の縦覧等を行うこととする。
- ④ 都道府県知事は、施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村長の意見を聴取することとする。
- ⑤ 施設の設置に関し利害関係を有する者は、都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できることとする。

3 その他

(1) 排出事業者に対する指導等

- ① 石綿含有産業廃棄物の適正処理を行うためには、排出段階で石綿含有産業廃棄物とその他の産業廃棄物を区分して保管し、排出することが極めて重要である。排出事業者に対しては、この点を特に周知されたい。(施行規則第8条関係)

排出事業者が石綿含有産業廃棄物の保管（建築物等の解体場所において、解体業者が解体物を廃棄物として運搬するまでの間の保管を含む。）を行う場合にあっては、以下の措置を講じることとする。

- (ア) 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設けることとする。
- (イ) 石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとする。
- (ウ) シートで覆うこと、梱包すること等飛散の防止のために必要な措置を講ず

ることとする。

- ② 今般の政令等の改正により、石綿含有産業廃棄物の破砕のみの処理を行うことが禁止されたため、排出事業者に対して破砕のみの委託を行うことがない等、処理基準の改正について十分な周知を図られたい。

(2) 石綿含有一般廃棄物等に係る情報の伝達、最終処分場における埋立後の状況の把握等

石綿含有産業廃棄物の処理の流れを把握すること及び石綿含有一般廃棄物等の最終処分場における埋立後の状況を把握することにより、石綿含有廃棄物の的確な管理を可能とするため、次の改正を行った。ただし、この改正省令が施行される際現に埋め立てられている石綿含有一般廃棄物等については、③から⑦までの措置は従前の例によることとする。

- ① 排出事業者及び廃棄物処理業者が備えるべき帳簿において、石綿含有廃棄物が含まれる場合には、石綿含有廃棄物に係る記載を行うこととする。(施行規則第2条の5、第8条の5、第10条の8関係)
- ② 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。なお、当該規定が施行の際現に締結されている委託契約書については、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとする。また、自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を規定することが望ましい。(施行規則第8条の4の2、第8条の20、第8条の21、第8条の31の2、第8条の32関係)
- ③ 最終処分場の設置者は、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存することとする。(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第20号、第2条第2項第2号、第3号関係)
- ④ 最終処分場の設置者は、埋立処分の終了の届出の際に、埋め立てた廃棄物に石綿含有一般廃棄物等が含まれる場合は、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出することとする。また、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す図面を添付することとする。本図面は、平面図及び断面図から構成されるものとし、法第15条の19の規定による廃棄物が地下にある土地の形質変更の際に、生活環境保全上の支障を生じさせないよう適切な対応を図るために必要な内容を含むものであることとする。(施行規則第5条の5、第12条の11関係)
- ⑤ 最終処分場の設置者は、最終処分場の廃止の確認の申請の際に、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている場合は、その旨を記載した申請書を都道府県知事に提出することとする。また、石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられている位置を示す図面を添付することとする。(施行規則第5条の6、第12条の11の2関係)
- ⑥ 都道府県知事は、法第15条の18に規定する指定区域台帳の帳簿に、地下にある廃棄物が石綿含有一般廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有一般廃棄物等の数量を記載することとする。また、石綿含有一般廃棄物等が地下にある場合にあっては、指定区域台帳の図面に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加する

こととする。なお、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、石綿含有一般廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないよう、法15条の17に基づく指定区域の指定及び法第15条の18に基づく指定区域台帳の調製を速やかに行われたい。(施行規則第12条の34関係)

- ⑦ 指定区域内において土地の形質変更を行おうとする者が都道府県知事に届出を行う際、地下にある廃棄物が石綿含有一般廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有一般廃棄物等の位置を示す図面を添付することとする。また、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、石綿含有一般廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないようにするための必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとする。なお、形質変更の際の事前調査時及び形質変更時に、過去に石綿含有一般廃棄物等が埋め立てられていたことが判明した際にも、同様の指導を行うことが望ましい。(施行規則第12条の35、第12条の36、第12条の38、第12条の40)

(3) 既存の石綿含有産業廃棄物等の溶融施設について (施行令附則第2条関係)

改正政令の施行の際現に施行令第7条第11号の2に掲げる石綿含有産業廃棄物等の溶融施設を設置している者は、法第15条第1項の許可を受けたものとみなす。また、許可を受けたとみなされた者に対しては、改正政令附則第2条第2項に基づき制定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令(平成18年環境省令第24号)により届出をさせることとする。

また、本規定により法第15条第1項の許可を受けたとみなされた施設は、施設の改善命令(法第15条の2の6)等の規定が適用される。

(4) 研究機関の実験設備等の扱いについて

研究機関等において設置している屋内実験設備等の中には、断熱材等として石綿が含まれる場合がある。このような設備を除去した後の廃棄物の処理については、石綿含有一般廃棄物等の取扱いに準じた対応を行うことが望ましい。

(5) 「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて(平成17年8月22日付け環廃産発第050822001号)」の取扱いについて

石綿含有産業廃棄物について、今般飛散防止のための処理基準の強化等の措置を法令上位置付けたことに伴い、標記通知は廃止することとする。なお、中間処理業者において、積替え保管設備を活用して最終処分場に搬入する場合は考えられることから、都道府県等においては、これら中間処理業者から、収集又は運搬(積替え保管を含む。)に係る申請があった場合には、保管場所の確認を行い、基準に適合していると認められる場合には、速やかに当該収集運搬業の許可を発出されたい。

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により他自治体からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理

が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。したがって、かかる事態を招くことなく円滑な処理が確保されるよう留意されたい。

(6) 産業廃棄物処理業に係る許可の取扱いについて

産業廃棄物収集運搬業者であって、改正政令の施行の際現に石綿含有産業廃棄物を取扱っている者は、改正政令の施行をもって許可の変更を伴わない。ただし、取扱う産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物を含むことを明記するよう改正を行ったところであり、積替え又は保管を行う場合に取扱う廃棄物を明確にするため変更の届出を求めるなど適切な指導を行うよう努められたい。